

春日井市不法投棄監視カメラの設置及び管理に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、不法投棄監視カメラの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 監視カメラ 撮影した画像を表示し、又は記録する機能を有するカメラをいう。
- (2) 画像 監視カメラにより撮影又は記録されたものであって、特定の個人を識別することができるものをいう。

(設置目的)

第3条 監視カメラは、廃棄物の不法投棄（以下「不法投棄」という。）の防止及び不法投棄物の撤去指導を目的として設置する。

(設置基準等)

第4条 市長は、著しく不法投棄が多発する場所において、他の方法によっては不法投棄を防止することができない場合に限り、監視カメラを設置するものとする。

2 ごみ集積場（市が収集するためのごみ集積場をいう。）を管理する者は、当該ごみ集積場において、他の方法によっては不法投棄を防止することができない場合に限り、当該ごみ集積場を利用する住民の同意を得て、市長に監視カメラの設置を依頼することができる。

3 市長は、監視カメラを設置したときは、設置場所にその旨を明示しなければならない。

4 監視カメラの設置期間は、2月以内とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(プライバシーの保護)

第5条 市長は、監視カメラを設置するときは、市民のプライバシーを侵害しないよう最大限の配慮をしなければならない。

(管理者等)

第6条 市長は、監視カメラの適正な設置及び画像の適正な管理を図るため、監視カメラ管理者及び監視カメラ取扱者（以下「管理者等」という。）を置く。

2 監視カメラ管理者は、清掃事業所長をもって充てる。

3 監視カメラ取扱者は、清掃事業所の職員のうちから清掃事業所長が指名する。

(秘密保持)

第7条 管理者等は、監視カメラの画像及び画像から知り得た情報をみだりに他人に漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(画像の保存等)

第8条 管理者等は、第3条の目的のために必要な限度において画像を保存することができる。

2 管理者等は、前項に規定する場合以外の場合は、すべて画像を消去しなければならない。

(画像の提供の制限)

第9条 管理者等は、画像を第3条の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、春日井市情報公開条例（平成12年春日井市条例第40号）及び春日井市個人情報保護条例（平成14年春日井市条例第41号）の規定によるときは、この限りでない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。